

# 大阪府の福祉医療制度にかかる一部自己負担の軽減

## 2006（平成18）年7月診療分より大阪府の福祉医療制度にかかる一部自己負担を軽減します （助成対象者お一人あたりの負担限度額を1ヶ月あたり「2,500円」とします）

大阪府の福祉医療制度につきましては、2004（平成16）年11月から一部自己負担金として、1医療機関あたり、1日につき最大500円（月2日限度、入通院別）を医療機関等の窓口でお支払いいただいておりますが、2006（平成18）年7月診療分より、負担軽減措置を実施し、自己負担金の一部をお返しします。

一部負担金相当額等  
一部助成証明書（65歳以上の方）

障害者医療証

ひとり親家庭医療証

乳幼児医療証

をお持ちの方



くわしくは、  
お住まいの市（区）役所、  
町村役場の  
各医療費助成担当課に  
お問い合わせください。

1ヶ月の間に医療機関に支払われた一部自己負担金額が2,500円を超えてお支払いいただいた分については、お住まいの市（区）町村窓口でお返し（償還）します。

**お返しするにあたっては、次の書類等が必要です。**  
申請書（各市（区）町村の窓口にあります）及び1ヶ月の間に医療機関等の窓口で支払った額がわかるもの（領収書等）が必要です。  
■2006（平成18）年7月1日以降に受診し、窓口で支払った負担額が償還の対象になります。  
■領収書がないとお返しできません。医療機関で一部自己負担金を支払ったときは、必ず領収書等をお受け取りください。  
■紛失等で領収書をお持ちでない場合は、医療機関又は市（区）町村の窓口でご相談ください。



## 医療制度改革をめぐる動きと地域での取り組み

(財)大阪府人権協会  
2006.10.31

### 1. 住民のニーズ把握、影響確認

今回の医療制度改革が、地域住民一人ひとりにどのように影響するのか、また、どのような課題があるかなど具体的なニーズ把握・影響確認をする必要があります。さらに、これまでの相談活動やサービス利用者など対象となる住民を把握し、ニーズや課題を把握する必要があります。

### 2. 周知及び「新制度学習会」「相談会」の開催

#### (1) 住民説明会や集中相談会の実施

各市町村の現状を踏まえた内容を住民の方々に情報提供することが、まず必要です。

地域住民に広く周知し、隣保館や関係機関、組織と連携した制度施策の住民説明会や集中した相談会を行う必要があります。特に、情報が届きにくいと思われる方を意識し、出前型やアウトリーチで周知した相談活動が求められます。

#### (2) 相談担当者の研修会（スキルアップ）の実施

当然のことですが、相談を受ける方（相談担当者等）の

専門的な研修会を実施し、住民の相談に対応できるよう、体制を含めて準備しておく必要があります。

### 3. 地域課題の発見と集約・行政機関等との政策協議

地域住民のニーズ、実態（影響度等）を集約し、整理する中で、地域課題を発見し、市町村担当者との検討の場や意見交換（政策協議）のテーブルづくりを行うことが重要です。

### 4. 地域の関係施設・機関との連絡体制や協力関係の構築を

隣保館等では、総合生活相談事業としてすでに取り組みされている地域もありますが、関係行政機関をはじめ、地域の社会福祉法人、当事者グループ、老人センター、障害者会館、保育所、医療機関等との連携・協力を充実させていく必要があります。

## 編集後記

高齢化社会をむかえ、健康・長寿という人間にとって最も大事な価値を実現するためには、安心して健康・医療が保障される医療提供体制の構築と保険制度の堅持が不可欠です。今回の医療制度改革がその社会づくりの一步になるのか、見定めていきたいと思ひます。

2006年（平成18年）10月発行 編集・発行 財団法人 大阪府人権協会  
〒556-0028 大阪市浪速区久保吉 1-6-12  
TEL 06-6568-2983 FAX 06-6568-2985 URL <http://www.jinken-osaka.jp>